

社会福祉法人 清風園
養護老人ホーム清風園
一般型特定施設利用者生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清風園が開設する養護老人ホーム清風園一般型特定施設利用者生活介護事業所（以下「事業所」といいます。）が行う一般型指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め要支援、要介護状態にある利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、適正な一般型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、一般型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づいたサービスを適正かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。

2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行います。

3 事業所は、サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について、十分な説明を行います。

4 事業所は、自ら一般型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 養護老人ホーム清風園
一般型特定施設利用者生活介護事業所
- 二 所在地 長崎県佐世保市大和町898番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行います。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- 三 看護職員 1名以上
看護職員は利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な援助を行います。

四 介護職員 21名以上

介護職員は利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善また維持のため機能訓練を行います。

六 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は特定施設サービス計画等の作成を行います。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとします。

一 入居定員 100人

二 居室数 100室

(内容及び手続きの説明及び契約の締結等)

第6条 事業所は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他入居申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとします。

2 事業所は前項の契約において利用者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めません。

3 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認します。

第7条 (指定特定施設入居者生活介護等の内容)

1 特定施設サービス計画の作成等

計画作成担当者は、特定施設サービス計画等の作成に当たっては適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決する問題を把握し利用者又はその家族の希望を考慮したうえで他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画等の作成を行う。特定施設サービス計画等は利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得て交付し、必要に応じて特定施設サービス計画等の変更をします。

2 入浴

週2回以上、利用者の状態に応じて入浴介助を行い、入浴困難な状態の時は清拭を行います。

3 相談及び援助

事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を

行います。

4 利用者の家族との連携

事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

(利用料その他の費用)

第8条 事業所が一般型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合による額とします。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用（実費）
- 二 おむつ代（実費）
- 三 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用（実費）

4 前項までの利用料に係るサービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

(利用料の変更等)

第9条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び利用者の状態の変化や、やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することが出来ます。

2 事業所は、前項の規程により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、該当サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第10条 事業所は全室個室であり、一時介護室は設置していません。

2 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次に各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

3 事業所は一般型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めると

きは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

(居室移動に関わる費用負担)

第11条 前条の規定より利用者が希望して居室移動をした場合は移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなればなりません。

2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とします。

一般型指定特定施設入居者生活介護の利用にあたっての留意事項

(介護居室)

第12条 利用者の居室は、全室個室とし、ベッド・ロッカー等を備品として備えています。

(食堂)

第13条 利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

(浴室)

第14条 浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

(便所)

第15条 各階各所に便所を設けています。

(機能訓練室)

第16条 利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。

(喫煙)

第17条 喫煙は、事業所外の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力していただきます。

(飲酒)

第18条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力していただきます。

(衛生保持)

第19条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力していただきます。

(禁止行為)

第20条 利用者は、事業所で次の行為をしてはなりません。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 21 条 利用者が次の各号にいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより要支援、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(衛生管理等)

第 22 条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

一 事業所は、感染対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時の対応)

第 23 条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医または協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第 24 条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に準じて対応するとともに、市町村等関係機関に連絡します。

(非常災害対策)

第 25 条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年 2 回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行います。

(入退所の記録の記載)

第 26 条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載します。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載します。

(勤務体制等)

第 27 条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めています。

2 従業者の資質向上のための研修の機会を設けています。

(協力病院等)

第 28 条 利用者の病状の急変等に備えるため協力病院を定めています。

(掲示)

第 29 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しています。

(秘密の保持)

第 30 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第 31 条 サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、長崎県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、長崎県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、長崎県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

(地域との連携)

第 32 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めています。

(記録と整備)

第 33 条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 行った具体的な内容の記録
- (3) 市町村への通知に関する事項の記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処理の記録
- (6) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(虐待の防止のための措置)

第 34 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。

二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

（身体的拘束等について）

第35条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとします。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

一 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

二 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 事業所において、従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定）

第36条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（その他）

第37条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清風園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成18年11月 1日から施行する。

この規程は、平成18年12月 1日から一部改正して施行する。

この規程は、平成20年12月 1日から一部改正して施行する。
この規程は、平成25年 6月 1日から一部改正して施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から一部改正して施行する。
この規程は、平成31年 1月 1日から一部改正して施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から一部改正して施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から一部改正して施行する。